



永室地区

田園まちづくりニュース

第 6 号

永室地区まちづくり協議会
(令和6年3月発行)

第5回まちづくり協議会を行いました！！

2月25日(日)に第5回まちづくり協議会を開催し、15名の方にご参加いただきました。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

協議会ではこれまでの議論を総括して、「まちづくりに関する方針(案)」と「まちづくり構想図(案)」をとりまとめました。このニュースに掲載してお知らせしますので、是非ご一読ください。

次年度は、地縁者や新規居住者の住宅建築を受け入れる区域を定めるための具体的な計画づくりについて検討します。引き続きご協力をお願いします。



まちづくりに関する方針(案)

計画名称	永室地区まちづくり計画
目標・テーマ	「 ^{いくつ} 何歳でも住みやすい、自然と歴史と人に包まれるまち永室」 狭あい道路対策など、生活環境を改善して誰もが安心して住みやすい地区を目指します。また永室には大藤山やダンベ池、長楽寺などの自然・歴史資源が存在します。それら自然・歴史と住民同士の関わりに満ちた永室の田園集落に包まれて、穏やかに暮らせるまちづくりを進めます。
過去最大人口	747人(昭和46年以降でピークとなる平成9・10年の人口) (参考) 747人(平成9・10年)－470人(令和5年)＝277人

項目	まちづくり方針	
1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	・住居系は10m(3階)以下とする。 ・その他の用途についてはまちづくり協議会と調整を行うものとする。
	污水対策について	・下水道区域内については、公共下水道へ接続する。 ・下水道区域外については、浄化槽等で適切に処理する。 ・生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。
2. 集落景観の保全・形成	地区景観計画(基準)の指定	○外壁、屋根、垣・柵 ・まちなみや風景に調和した色調や形状、素材のものを推奨する。 ・ビビッドカラー(マンセル表色系で彩度の高い色)を用いる場合はまちづくり協議会と調整を行うものとする。 ○太陽光発電施設 ・設置の際は周辺環境や近隣住民の生活環境に配慮する。
3. 公共施設の整備を図る取組み	道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について	・地区内の生活道路については、空き地化や建て替えなどの機会を捉えて順次改良を図る。(隅切り設置、待避所設置、グレーチング設置など) ・市道(2項道路)は、有効幅員4mを確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。 ・地区内道路への街灯整備に取り組む。 ・公園、グラウンドの遊具やトイレなどの改善に取り組む。 ・公園、グラウンド、ため池などの清掃や維持管理を図る。 ・公園、グラウンドの地区としての利活用方針を検討する。(子どもの遊び場の整備、サクラの木を活かした広場の整備、グラウンドゴルフ大会の実施など) ・空き地などを活用して、新たな公園やグラウンドの整備を検討する。 ・地区内の山林や道路を適切に管理し、地区の景観を保全する。

4. その他の施設の整備を図る取組み	・財産区など地区所有の土地の有効な活用方法を検討する。 ・子どもや子育て世代、高齢者が地域で助け合える交流の場の創出を目指す。 ・病院や商店、飲食店などの生活に必要な施設の誘致を目指す。 ・耕作放棄地を活用して市民農園や農産物直売所などを運営し、地区住民の交流の場づくりを目指す。 ・農用地区域内について、市民農園制度等を活用して農地の保全に取り組む。 ・地区共用駐車場を整備する。 ・老朽化した町内放送設備を更新する。 ・子どもや高齢者などへの移動手段の確保を検討する。(シェアサイクル、地区での乗合バスの運行など) ・ゴミステーション利用のルールについて検討や周知を行う。
5. 安全安心対策	・狭あい道路対策として、道路幅員がわかる案内図を作成する。 ・空き家対策として、空き家を流通させる仕組みを検討する。 ・地区内の生活道路、通学路における車輛の通過交通の抑制などの交通安全対策を図る。 ・土砂崩れ(土砂災害警戒区域等)の対策を検討する。
6. 歴史を活かす取組み	・永室の文化財やお祭りなどの周知や保存、活用に取組む。(長楽寺の文化財や地区内のお地蔵様の周知、永室公民館の駐車場にある地区案内看板の更新など) ・地蔵盆などの地区のお祭りを継続していくための方針を検討する。(地蔵盆の土日振替など)
7. 自然を活かす取組み	・里山やため池の自然を感じられる場所を創出する。(大藤山ハイキングコース、ため池ウォーキングコース、梅林の整備、休憩所の整備など) ・コウノトリの来池やジュンサイの育つ池など、自然環境の保全、再生に取り組む。 ・イノシシなどの獣害対策に引き続き取組む。
8. 地縁者の範囲	・地縁者の範囲は、北部4町(志方町、平荘町、上荘町、八幡町)の区域とする。

まちづくり区分

ゾーン区分		整備イメージ
保全ゾーン	森林保全ゾーン	森林などの自然環境を保全するゾーン
	森林活用ゾーン	里山など地域資源として活用を図るゾーン
	農業保全ゾーン	農振農用地区域など今後も営農環境を保全するゾーン
	農業活用ゾーン※	地区外の方との交流のためなど、農業資源の活用を図るゾーン
開発許可ゾーン	農住共存ゾーン※	原則、既存の集落環境を維持し、新たな住宅開発を抑制するゾーン
	集落活性化ゾーン	集落環境を守り、空き地や空き家などの活用を図るゾーン
	住工共存ゾーン	集落環境と調和しつつ、既存の小規模事業所や地区活力の維持のための新たな産業の立地を誘導するゾーン
	沿道活性化ゾーン※	県道等の幹線道路沿道で生活利便施設及びサービス店舗等の立地を誘導するゾーン
	地域拠点ゾーン※	駅前やインター周辺、県道等の幹線道路沿道で事業所及び生活利便施設等の立地を誘導するゾーン

※永室地区にはゾーン指定なし

裏面に「まちづくり構想図」を掲載しているよ。



お問い合わせ 永室地区まちづくり協議会会長()まで ☎

まちづくり構想図（案） - 永室地区 -

適切な山林管理による地区の景観の保全

- 永室の文化財やお祭りなどの周知、保存、活用
- 長楽寺から見える景色の保全

土砂崩れなどの対策の検討

ハイキングコースの整備

- イベントなどの利活用方針の検討
- グラウンドのトイレの定期的な清掃
- ダンベ池とグラウンドの一体的な整備

サクラの木を活かした広場の整備

財産区など地区所有の土地の有効な活用方法の検討

- ダンベ池周辺に休憩所の整備
- ダンベ池から見える景色の保全

ジュンサイが育つ自然環境の再生

- 清掃や維持管理
- 遊具の改善
- 子どもの遊び場整備などの利活用方針の検討

歴史的資源であるお地蔵さんの保全、周知

場所を限定しない取組み

- 市道（2項道路）は、有効幅員4mを確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目指す
- 地区内の生活道路については、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良を図る（隅切り設置、待避所設置、グレーチング設置など）
- 地区内の生活道路、通学路における車輛の通過交通の抑制などの交通安全対策を図る
- 地区共用駐車場を整備する
- 地区内道路への街灯整備に取り組む
- 空き地などを活用して、新たな公園やグラウンドの整備を検討する
- 子どもや子育て世代、高齢者が地域で助け合える交流の場の創出を目指す
- 病院や商店、飲食店などの生活に必要な施設の誘致を目指す
- 老朽化した町内放送設備を更新する
- 空き家対策として、空き家を流通させる仕組みを検討する
- 子どもや高齢者などへの移動手段の確保を検討する（シェアサイクル、地区での乗合バスの運行など）
- イノシシなどの獣害対策に引き続き取り組む
- ゴミステーション利用のルールに関する検討、周知を行う

土砂崩れなどの対策の検討

- ウォーキングコースの整備
- ため池やその周辺の清掃、維持管理
- コウノトリが来る自然環境保全

- 清掃や維持管理
- 遊具の改善
- 子どもの遊び場整備などの利活用方針の検討
- サクラの木を活かした広場の整備

- 清掃や維持管理
- グラウンドゴルフなどの利活用方針の検討

凡 例	
表示	名称
■	森林保全ゾーン
■	森林活用ゾーン
■	農業保全ゾーン
■	集落活性化ゾーン
■	住工共存ゾーン
■	公園
→→→	主要生活道路
—	法42条2項道路
—	地区界

S=1:2,500

0m 100m 200m

